

(2) 植物防疫法に基づく規制

ア 植物防疫法施行規則 別表一 (第5条の4関係 (植物防疫法第6条関係))

輸出国で栽培地検査を要する地域、植物及び検疫有害動植物

〔ただし、最終改正は平成26年2月24日から施行のため、平成26年2月24日までの規制内容は下表(ア)のとおり。また、平成26年2月25日以降の規制内容は下表(イ)のとおり。〕

(ア) ばれいしょ関係抜粋 (～平成26年2月24日)

地 域	植 物	検疫有害動植物
一. トルコ、オランダ、ベルギー、ポルトガル、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国(ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ)、アルゼンチン	きくごぼう、てんさい、にんじん及びばれいしょの生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	<i>Meloidogyne chitwoodi</i> (コロンビアネコブセンチュウ)
三. オランダ、フランス、ベルギー、オーストラリア、ニュージーランド	アスパラガス、おらんだいちご、きくごぼう、トマト及びばれいしょの生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	<i>Meloidogyne fallax</i> (ニセコロンビアネコブセンチュウ)
四. インド、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オランダ、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、フィンランド、ベラルーシ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ロシア、アメリカ合衆国、アルゼンチン、エクアドル、チリ、ペルー、ボリビア、メキシコ	オープンティア・トルティスピナ、オープンティア・フラギリス、トマト、ばれいしょ、マミラリア・ビビパラ及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	<i>Nacobbus aberrans</i> (ニセネコブセンチュウ)
五. インド、インドネシア、シンガポール、スリランカ、タイ、パキスタン、フィリピン、マレーシア、オマーン、英国、オランダ、デンマーク、ドイツ、フランス、ベルギー、ポーランド、ウガンダ、エジプト、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、スーダン、セネガル、ソマリア、タンザニア、ナイジェリア、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レユニオン、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、グアドループ島、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ共和国、ドミニカ、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、プエルトリコ、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、マルチニーク島、メキシコ、オーストラリア、サモア、トンガ、パプアニューギニア、ハワイ諸島、フィジー	アボカド、うこん、おくら、けいとう、ココヤシ、さといも、さとうきび、しょうが、しよくようかんな、だいしょ、ちや、とうもろこし、ばれいしょ、びんろうじゆ、らつかせい(さやのない種子を除く。)、アンスリウム属植物、カラテア属植物、くずうこん属植物、コーヒーノキ属植物、こしょう属植物、バショウ属植物、フィロデンドロン属植物及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	<i>Radopholus similis</i> (バナナネモグリセンチュウ)
十六. インド、中華人民共和国、アフガニスタン、イスラエル、トルコ、イタリア、ウクライナ、英国、オランダ、ドイツ、フランス、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ロシア、エジプト、ナイジェリア、アメリカ合衆国、コスタリカ、チリ、ベネズエラ、ペルー、ニュージーランド	トマト及びばれいしょの種子であつて栽培の用に供するもの並びにトマト及びばれいしょの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの	<i>Potato spindle tuber viroid</i> (ポテトスピンドルチューバーウイロイド)

(イ) ばれいしょ関係抜粋（平成26年2月25日～）

地 域	植 物	検疫有害動植物
一. トルコ、オランダ、ベルギー、ポルトガル、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国(ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ)、アルゼンチン	きくごぼう、てんさい、にんじん及びばれいしょの生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	<i>Meloidogyne chitwoodi</i> (コロンビアネコブセンチュウ)
三. オランダ、フランス、ベルギー、オーストラリア、ニュージーランド	アスパラガス、おらんだいちご、きくごぼう、トマト及びばれいしょの生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	<i>Meloidogyne fallax</i> (ニセコロンビアネコブセンチュウ)
四. インド、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オランダ、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、フィンランド、ベラルーシ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ロシア、アメリカ合衆国、アルゼンチン、エクアドル、チリ、ペルー、ボリビア、メキシコ	オープンティア・トルティスピナ、オープンティア・フラギリス、トマト、ばれいしょ、マミラリア・ビビパラ及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	<i>Nacobbus aberrans</i> (ニセネコブセンチュウ)
五. インド、インドネシア、シンガポール、スリランカ、タイ、パキスタン、フィリピン、マレーシア、オマーン、英国、オランダ、デンマーク、ドイツ、フランス、ベルギー、ポーランド、ウガンダ、エジプト、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、スーダン、セネガル、ソマリア、タンザニア、ナイジェリア、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、南スーダン、モザンビーク、レユニオン、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、グアドループ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ共和国、ドミニカ、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、プエルトリコ、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、マルチニーク島、メキシコ、オーストラリア、サモア、トンガ、ニュー・カレドニア、パプアニューギニア、ハワイ諸島、フィジー	アボガド、うこん、おくら、ケロシヤ・ニティダ、ココやし、さといも、さとうきび、しょうが、しよくようかんな、だいしょ、ちや、とうもろこし、ばれいしょ、びんろうじゆ、らつかせい(さやのない種子を除く。)、アンスリウム属植物、カラテア属植物、くずうこん属植物、コーヒーノキ属植物、こしよ属植物、バショウ属植物、フィロデンドロン属植物及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	<i>Radopholus similis</i> (バナナネモグリセンチュウ)
十六. インド、中華人民共和国、アフガニスタン、イスラエル、トルコ、イタリア、ウクライナ、英国、オーストラリア、オランダ、ギリシャ、スロベニア、チェコ、ドイツ、フランス、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ロシア、エジプト、ナイジェリア、アメリカ合衆国、コスタリカ、チリ、ベネズエラ、ペルー、ニュージーランド	トマト及びばれいしょの種子であつて栽培の用に供するもの並びにトマト及びばれいしょの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの	<i>Potato spindle tuber viroid</i> (ポテトスピンドルチューバーウィロイド)

イ 植物防疫法施行規則 別表二（第9条関係（植物防疫法第7条関係））

輸入禁止地域、植物及び検疫有害動植物

ただし、最終改正は平成26年2月24日から施行のため、平成26年2月24日までの規制内容は下表（ア）、（イ）のとおり。  
また、平成26年2月25日以降の規制内容は下表（ウ）、（エ）のとおり。  
（「別表二の二」については参考）

（ア）かんしょ関係抜粋（～平成26年2月24日）

地 域	植 物	検疫有害動植物
六. インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、ラオス、アフリカ、アメリカ合衆国、中南米、オーストラリア、パプアニューギニア、ハワイ諸島、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア	あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部並びにキャッサバの生塊根等の地下部	<i>Cylas formicarius</i> (アリモドキゾウムシ)
七. 中華人民共和国、アメリカ合衆国、中南米、ハワイ諸島、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア	あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部	<i>Euscepes postfasciatus</i> (イモゾウムシ)
一三. アメリカ合衆国、ハワイ諸島	アボカド、アルファルファ、いんげんまめ、インディゴフェラ・ヒルスタ、おくら、こしよ、さつまいも、さとうきび、すいか、だいこん、だいず、テーダまつ、とうがらし、とうもろこし、トマト、にがうり、パインアップル、ピヌス・エリオッティ、ペポかぼちや、メロン、らつかせい(さやのない種子を除く。)、リーキ、れいし、アンスリューム属植物(付表第四十九に掲げるものを除く。)、バショウ属植物、ふだんそう属植物及びみかん科植物の生植物の地下部	<i>Radopholus cyriophylus</i> (カンキツネモグリセンチュウ)

(イ) ばれいしょ関係抜粋 (～平成26年2月24日)

地 域	植 物	検疫有害動植物
<p>八. インド、ネパール、ブータン、トルコ、欧州(アルバニア、キプロス及びギリシャを除く。)、アルジェリア、チュニジア、南アフリカ共和国、カナダ、ウルグアイ、エクアドル、フォークランド諸島、ペルー、ボリビア、ニュージーランド</p>	<p>なす科植物の生茎葉及び生塊茎等の地下部</p>	<p><i>Synchytrium endobioticum</i> (ジャガイモがんしゅ病菌)</p>
<p>十. インド、インドネシア、スリランカ、パキスタン、フィリピン、イスラエル、イラン、トルコ、レバノン、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、グルジア、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、カナリア諸島、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ニカラグア、パナマ、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド</p>	<p>あかざ属植物及びなす科植物(付表第四十六に掲げるものを除く。)の生塊茎等の地下部</p>	<p><i>Globodera rostochiensis</i> (ジャガイモシストセンチュウ)</p>
<p>十一. インド、パキスタン、トルコ、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、グルジア、スイス、スウェーデン、スペイン、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ロシア、カナリア諸島、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、コロンビア、チリ、パナマ、フォークランド諸島、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ニュージーランド</p>	<p>なす科植物(付表第四十六に掲げるものを除く。)の生塊茎等の地下部</p>	<p><i>Globodera pallida</i> (ジャガイモシロシストセンチュウ)</p>

(ウ) かんしょ関係抜粋 (平成26年2月25日～)

地 域	植 物	検疫有害動植物
<p>六. インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、ラオス、アフリカ、アメリカ合衆国、中南米、オーストラリア、パプアニューギニア、ハワイ諸島、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア</p>	<p>あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部並びにキャッサバの生塊根等の地下部</p>	<p><i>Cylas formicarius</i> (アリモドキゾウムシ)</p>
<p>七. 中華人民共和国、アメリカ合衆国、中南米、ハワイ諸島、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア</p>	<p>あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部</p>	<p><i>Euscepes postfasciatus</i> (イモゾウムシ)</p>
<p>一三. アメリカ合衆国、ハワイ諸島</p>	<p>アボカド、アルファルファ、いんげんまめ、インディゴフェラ・ヒルスタ、おくら、きだちとうがらし、こしよ、さつまいも、さとうきび、すいか、だいこん、だいち、テーダまつ、とうがらし、とうもろこし、トマト、にがうり、パインアップル、ピヌス・エリオッティ、ペポかぼちや、メロン、らつかせい (さやのない種子を除く。)、リーキ、れいし、アンスリウム属植物 (付表第四十九に掲げるものを除く。)、バショウ属植物、ふだんそう属植物及びみかん科植物の生植物の地下部</p>	<p><i>Radopholus cyriophylus</i> (カンキツネモグリセンチュウ)</p>

(エ) ばれいしょ関係抜粋 (平成26年2月25日～)

地 域	植 物	検疫有害動植物
<p>八. インド、ネパール、ブータン、トルコ、欧州(アルバニア、キプロス及びギリシャを除く。)、アルジェリア、チュニジア、南アフリカ共和国、カナダ、ウルグアイ、エクアドル、フォークランド諸島、ペルー、ボリビア、ニュージーランド</p>	<p>なす科植物の生茎葉及び生塊茎等の地下部</p>	<p><i>Synchytrium endobioticum</i> (ジャガイモがんしゅ病菌)</p>
<p>十. インド、インドネシア、スリランカ、パキスタン、フィリピン、イスラエル、イラン、トルコ、レバノン、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、グルジア、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、カナリア諸島、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ニカラグア、パナマ、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド</p>	<p>あかざ属植物及びなす科植物(付表第四十六に掲げるものを除く。)の生塊茎等の地下部</p>	<p><i>Globodera rostochiensis</i> (ジャガイモシストセンチュウ)</p>
<p>十一. インド、パキスタン、トルコ、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、グルジア、スイス、スウェーデン、スペイン、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ロシア、カナリア諸島、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、コロンビア、チリ、パナマ、フォークランド諸島、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ニュージーランド</p>	<p>なす科植物(付表第四十六に掲げるものを除く。)の生塊茎等の地下部</p>	<p><i>Globodera pallida</i> (ジャガイモシロシストセンチュウ)</p>